

第4部 金融検査

第18章 平成13検査事務年度の概観

1. 平成13検査事務年度の概要

13検査事務年度（13年7月～14年6月）は、不良債権問題の抜本的解決を図ることが喫緊の課題となっていることから、自己査定 of 正確性について厳正な検証を行うよう努めてきた。具体的には、主要行に対する「年1回検査」、「フォローアップ検査」、市場の評価に著しい変化が生じている等の債務者に着目した「特別検査」を実施してきたところである。

また、14年4月からのペイオフ解禁を踏まえ、「名寄せデータ整備状況の実態把握」や「流動性リスク管理態勢の実態把握」を通じ、より強固な金融システムを構築するため効率的で実効的な検査の実施に努めてきたところである。

更に、インターネット取引に代表されるシステム検査や時価会計の導入等の新しい金融環境に的確に対応した専門性の高い検査の実施に努めてきたところである。

こうした施策に的確に対処するため、検査官の増員や民間からの専門家の登用など体制の整備を図るとともに、適切な検査の運用のため、「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編」等の整備や研修の充実など、検査立入前、立入中、立入後を通じた諸施策の更なる充実・強化に努めてきたところである。

2. 具体的取り組み

具体的には、以下のことについて取り組んできたところである。

第19章関連

- ① 検査頻度や検査内容に濃淡をつけた効率的で実効性の高い検査の実施。
- ② 不良債権の最終処理を確実に進めるための主要行に対する「年1回検査」及び「フォローアップ検査」の集中的実施。
- ③ 銀行の健全性確保のための迅速かつ厳格な対処として、主要行に対する「特別検査」の集中的実施。
- ④ ペイオフ解禁を踏まえた名寄せデータ整備状況の実態把握。
- ⑤ 証券市場に対する信頼を保持するために、証券取引等監視委員会との連携を強化し、合同検査を原則とした効率的な検査の実施。
- ⑥ 他省庁等との共管金融機関について共同検査を原則とした効率的な検査の実施。
- ⑦ インターネット取引に代表されるシステム検査や時価会計の導入等の新しい金融環境に的確に対応した専門性の高い検査の実施。

第20章関連

- ⑧ 投資信託委託業者及び投資顧問業者に係る検査マニュアルの整備。
- ⑨ 検査マニュアルの機械的・画一的な運用の防止を図るための、検査立入前、立入中、立入後を通じた諸施策の更なる充実・強化。

- 検査マニュアル別冊・中小企業融資編の作成等による、中小・零細企業等の経営実態の把握の向上による適切な検査の運用確保。
- 研修の充実・強化による人材の育成。
- 検査モニター及び意見申出の適切な運用による検査監理機能の充実・強化。

第21章関連

- ⑩ 民間の専門家の登用による、金融技術や情報通信技術の発達等への迅速かつ適切な対応。